

○八戸圏域水道企業団請負工事成績評定取扱要領

平成16年6月7日

改正 平成19年4月1日

平成21年5月28日

平成24年3月16日

平成26年3月25日

平成29年8月28日

(目的)

第1条 この要領は、八戸圏域水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ適格な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(一部改正〔平成24年3月16日〕)

(検査の種類)

第2条 評定の対象となる検査の種類は、完成検査(八戸圏域水道企業団財務規程(昭和61年八戸圏域水道企業団管理規程第23号。以下「財務規程」という。)第240条の規定により工事が完成したときに行う検査をいう。)とする。

(一部改正〔平成26年3月25日〕)

(評定者)

第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、監督員及び財務規程第242条に規定する検査員とする。

(一部改正〔平成24年3月16日・26年3月25日〕)

(評定の内容)

第4条 評定は、次の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる内容について評価するものとする。

(1) 監督員

- ア 施工体制 施工体制一般、配置技術者
- イ 施工状況 施工管理、工程管理、安全対策、対外関係
- ウ 出来形・品質管理 出来形・品質管理

(2) 検査員 施工管理、出来形、品質及び出来ばえ

(一部改正〔平成24年3月16日〕)

(評定方法)

第5条 評定者は、別に定める工事成績採点の考査項目別適用表に基づき評定を行い、その結果を工事成績表(第1号様式及び第2号様式)に記録し、事務局長へ報告するものとする。

2 評定は、監督員又は検査員が確認した事項に基づき、評定者ごとに独立し、的確かつ公正に

行うものとする。

(一部改正〔平成24年3月16日〕)

(評定結果の通知)

第6条 事務局長は、監督員評定と検査員評定を合計した総合成績を記載した工事成績評定通知書(第3号様式)を作成し、検査室長(工事担当課で検査を行った場合については、当該工事担当課長。以下同じ。)を経て、請負者に通知するものとする。

(一部改正〔平成24年3月16日〕)

(説明請求)

第7条 前条の通知を受けた者は、評定の内容について説明を求めることができる。

(一部改正〔平成24年3月16日〕)

(評定表等の保管)

第8条 工事成績評定表は、管財出納課で保管するものとする。

2 前項に定めるもののほか、評定の運用に関する資料は、工事担当課で保管するものとする。

(一部改正〔平成24年3月16日〕)

(成績評価に対する措置)

第9条 事務局長は、総合成績の評価点数が60点に満たない場合は、当該工事の請負者に対し、改善書の提出を求めることができる。

2 前項の手続きは、次に掲げるとおりとする。

(1) 検査室長は、第5条の報告後、直ちに管財出納課長にその旨を通知する。

(2) 工事担当課で行った検査については、工事担当課長が第6条の通知を、当該請負者に直接交付する。この際、不良箇所の説明を要し、かつ、当該請負者に弁明の機会を与えなければならない。

(3) 検査室で行った検査については、検査室長が、第6条の通知を当該請負者に直接交付する。この際、工事担当課長とともに不良箇所の説明を要し、かつ、当該請負者に弁明の機会を与えなければならない。

(一部改正〔平成24年3月16日・平成29年8月28日〕)

附 則

1 この要領は、平成16年6月7日から実施する。

2 八戸圏域水道企業団請負工事成績評定事務取扱要綱(平成9年6月1日実施)は、廃止する。

附 則(平成19年4月1日)

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則(平成21年5月28日)

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月16日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年8月28日)

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

(一部改正〔平成24年3月16日〕)

第2号様式(第5条関係)

(一部改正〔平成24年3月16日〕)

第3号様式(第6条関係)

(一部改正〔平成24年3月16日〕)

第1号様式(第5条関係)

事務局長	次長	課長

工 事 成 績 表(検査員用)						
会 計 年 度		伝 票 番 号				
起 案 日		契 約 番 号				
決 裁 日		工 事 番 号				
決 裁 区 分		開 示 区 分				
分 類 記 号		保 存 期 限				
起 案 者						印
件 名						
場 所						
契 約 の 相 手 方	名 称					
	代 表 者					
契 約 期 間						
現 場 代 理 人				主 任 技 術 者		
請 負 代 金 額	年 度 割 額	出 来 形 率	完 成 (出 来 高) 検 査 額	工 事 完 了 年 月 日		
評 定 項 目	評 定 内 容	a	b	c	d	e
		優 れ て い る	や や 優 れ て い る	他 の 項 目 に 該 当 し ない	や や 不 備 である	不 備 である
施 工 管 理	品 質 ・ 工 期 を 守 り 、 施 行 計 画 書 通 り 工 事 が 進 め ら れ た か 。	12	10	8	6	0
出 来 形	工 事 目 的 物 が 規 格 値 内 で 安 定 し て い る か 。	15	12	9	6	0
品 質	工 事 目 的 物 が 規 格 値 を 満 足 し 、 工 程 が 安 定 し て い る か 。	15	12	9	6	0
出 来 ば え	き め 細 や か な 施 工 、 仕 上 が り 、 全 体 的 な 調 和 が と れ て い る か 。	8	6	4	2	0
合 計		点				
特 記 事 項						
						印
					検 査 員	

(注1) 工事に関し、「指摘事項・手直し」等があった場合、提示前の状態で評定すること。

(注2) 「やや不良」以下の評定を下した事項については、具体的に理由を明記すること。

第2号様式(第5条関係)

事務局長	次 長	課 長	課長補佐	G L

工 事 成 績 表(監督員用)

会 計 年 度		伝 票 番 号					
起 案 日		契 約 番 号					
決 裁 日		工 事 番 号					
決 裁 区 分		開 示 区 分					
分 類 記 号		保 存 期 限					
起 案 者	印						
件 名							
場 所							
契 約 の 相 手 方	名 称						
	代 表 者						
契 約 期 間							
現 場 代 理 人		主 任 技 術 者					
請負代金額	年度割額	出来形率	完成(出来高)検査額				
			工事完了年月日				
評定項目	細別	評定内容	a	b	c	d	e
			優れている	やや優れている	他の項目に該当しない	やや不備である	不備である
施 工 体 制	施 工 体 制 一 般	適切な施工体制が確保出来ているか。	8	6.5	5	3.5	0
	配 置 技 術 者	現場代理人、主任技術者、監理技術者等が適切に配置され、工事全体を把握しているか。	8	6.5	5	3.5	0
施 工 状 況	施 工 管 理	工事内容を把握し、現場の施工管理が適切に行われているか。	7	5.5	4	2.5	0
	工 程 管 理	工事の工程管理が適切に行われているか。	7	5.5	4	2.5	0
	安 全 対 策	工事現場等での安全管理が適切に行われているか。	7	5.5	4	2.5	0
	対 外 関 係	工事施行にあたり、対外関係が良好に行われているか。	7	5.5	4	2.5	0
出 来 形 ・ 品 質 管 理	出 来 形 ・ 品 質 管 理	出来形管理・品質管理が仕様書に従って適切に行われているか。	6	5	4	3	0
合 計			点				
特 記 事 項							

		監 督 員	印

(注1) 工事に関し、「指摘事項・手直し」等があった場合、提示前の状態で評定すること。

(注2) 「やや不良」以下の評定を下した事項については、具体的に理由を明記すること。

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

様

八戸圏域水道企業団
企業長 (企業長名)

工事成績評定通知書

貴社が施行した下記の工事について、八戸圏域水道企業団請負工事成績評定取扱要領に基づき工事成績評定の結果等を下記のとおり通知します。

契約番号
工事件名
成績評点

工事番号
点

	評定項目		評定内容	評定点/満点
1	施工体制	施工体制一般	適切な施工体制が確保出来ているか。	/8点
2		配置技術者	現場代理人、主任技術者、監理技術者が適切に配置され、工事全体を把握しているか。	/8点
3	施工状況	施工管理	工事内容を把握し現場の施工管理が適切である。	/7点
4		工程管理	工事の工程管理が適切に行われているか。	/7点
5		安全対策	工事現場等での安全管理が適切に行われているか。	/7点
6		対外関係	工事施行にあたり、対外関係が良好に行われているか。	/7点
7	出来形・品質管理	出来形・品質管理	出来形管理・品質管理が、仕様書に従って適切に行われているか。	/6点
8	施工管理		品質・工期を守り、施工計画通り工事が進められたか。	/12点
9	出来形		工事目的物が、規格値内で安定しているか。	/15点
10	品質		工事目的物が規格値を満足し、工程が安定しているか。	/15点
11	出来ばえ		きめ細かな施工、仕上がり、全体的な調和がとれているか。	/8点
	総合評定点			/100点

八戸圏域水道企業団工事成績評定事務取扱要領は管財出納課で縦覧出来ます。